

第1 不服申立関係

1 不服申立てについて

(1) 不服申立てとは

行政不服審査法の規定により、行政庁の行政処分若しくは公権力の行使に当たる行為又は不作為に対して不服のある者が、法律の手續に従って関係行政庁に行為の取消し、変更、不作為に係る処分、公権力の行使を求めることをいいます。

不服申立てには、審査請求、再審査請求があります。

(2) 審査請求とは

当該処分をした行政庁若しくは当該不作為に係る行政庁の直近上級行政庁又は法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に定める行政庁に対してするものをいいます。当該処分をした行政庁の弁明、請求者の反論から裁決を行います。

(3) 再審査請求とは

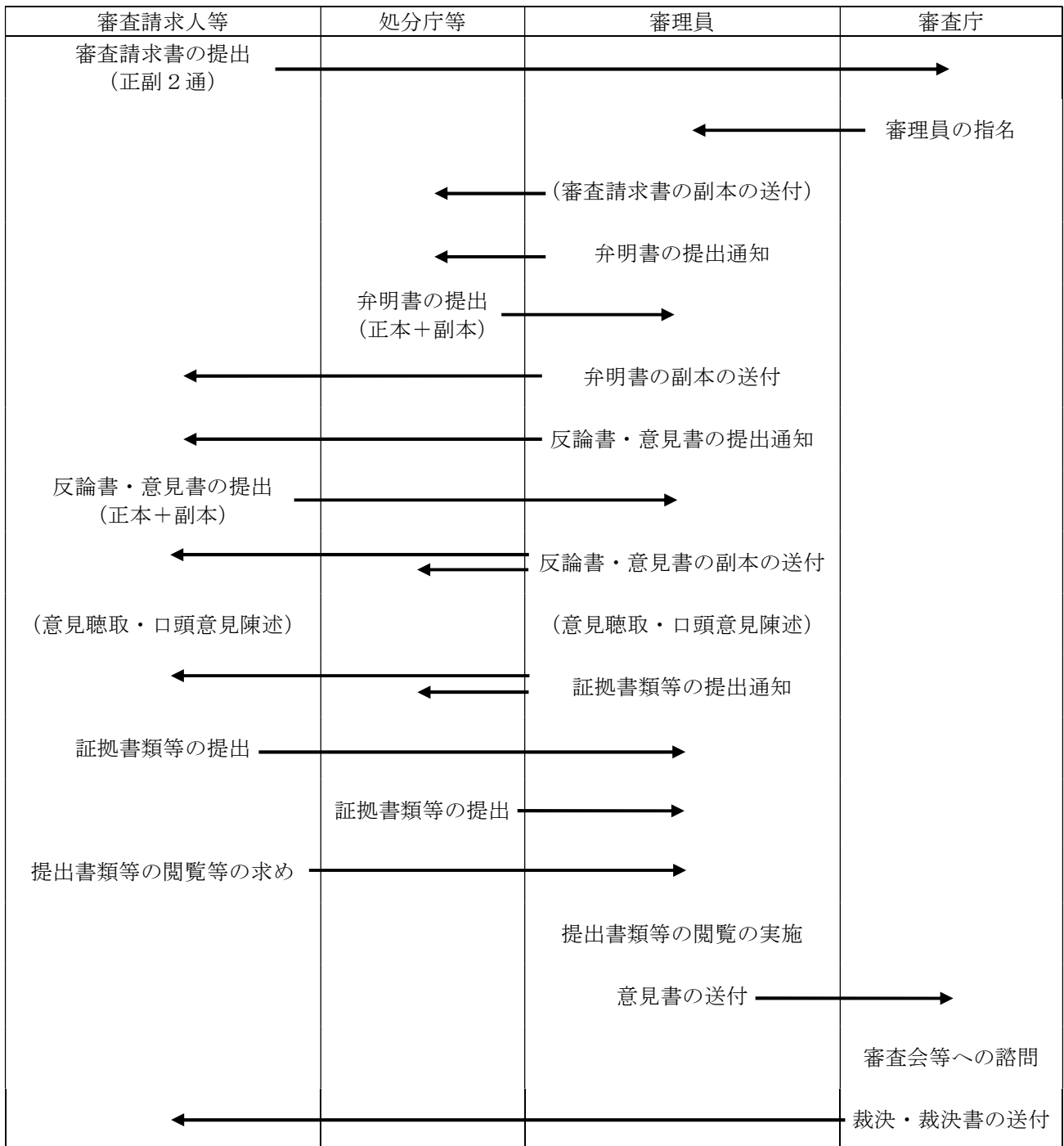
処分についての審査請求の裁決に不服がある者が当該裁決をした行政庁の直近上級行政庁又は法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に定める行政庁に対してするものをいいます。

(4) 農地法関係の不服申立ての事務区分について

事務の区分	農地法	処分庁	不服申立の種類	審査庁	再審査庁	
法定受託事務	1号	3条許可	農業委員会	審査請求	知事 (県本庁)	
		4・5条許可(4ha超) 18条許可 51条(4ha超の許可違反)	知事 (県本庁)	審査請求	農林水産大臣 (農政局)	
	知事 (県事務所)		審査請求	知事 (県本庁)	農林水産大臣 (農政局)	
	市町長		審査請求	知事 (県本庁)	農林水産大臣 (農政局)	
	農業委員会		審査請求	知事 (県本庁)	農林水産大臣 (農政局)	
	4・5条届出(4ha超)	農業委員会	審査請求	知事 (県本庁)		
2号	4・5条届出(4ha以下)	農業委員会	審査請求	知事 (県本庁)		
自治事務	4・5条許可(4ha以下) 51条(4ha以下の許可違反)	知事	審査請求	知事 (県本庁)		
		市町長	審査請求	市町長		
		農業委員会	審査請求	農業委員会		

不服申立の事務処理手続きのフロー

1. 審査請求



審 査 請 求 書

年 月 日

あて

審査請求人
同代理人

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の住所、氏名および年齢
- 2 審査請求人の代理人（総代または代表者）の住所、氏名および年齢
- 3 審査請求人に係る処分
- 4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 5 審査請求の趣旨
- 6 審査請求の理由
- 7 処分庁の教示の有無および内容
- 8 その他